

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年11月25日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500215 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500082 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者のA社（平成 20 年 7 月 2 日にB社から商号変更）における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 18 年 9 月 1 日から平成 20 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額について、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 36 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 32 万円、平成 20 年 9 月及び同年 10 月は 36 万円となっているが、当時の給与支払明細書では、38 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間のうち平成 18 年 12 月分を除く期間に係る給与支払明細書によると、当該期間の給与から控除された厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額であったことが確認できることから、請求者は請求期間の標準報酬月額を厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと主張している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

請求期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 21 条の規定により、平成 18 年 4 月から同年 6 月までの各月に支給された報酬月額、平成 19 年 4 月から同年 6 月までの各月に支給された報酬月額及び平成 20 年 4 月から同年 6 月までの各月に支給された報酬月額に基づき決定されることとなることから、請求者から提出された当該期間に係る給与支払明細書を確認したところ、同条の規定により記録されるべき標準報酬月額（平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までの期間は 36 万円、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間は 32 万円、平成 20 年 9 月及び同年 10 月は 36 万円）は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500211 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500083 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 B 事業部 (現在は C 社 D 支社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、大学卒業後、E 事業所に勤務していたが、昭和 49 年 1 月頃に A 事業所へ就職の話があったため、同年 4 月に入社できることを条件に、同年 3 月で E 事業所を退社した。その後、昭和 49 年 4 月 1 日付けで A 事業所 B 事業部 (以下「B 事業部」という。) に入社し、F 作業所の臨時雇用員として G 業務に従事していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 49 年 5 月 1 日となっており、納得できないため、昭和 49 年 4 月 1 日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された C 社 D 支社が保管する当時の履歴表から、請求者が請求期間において、B 事業部の F 作業所に臨時雇用員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により請求期間と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、採用日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとされている旨回答している上、勤務地の違い等により厚生年金保険の取扱いが異なっていたと思う旨回答している。

また、前述の同僚のうち請求期間と同時期に F 作業所で臨時雇用員として勤務していたとする複数の同僚に係る採用日について、C 社 D 支社に照会したところ、同事業所から採用日の回答があった者については、採用日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は相違していることが確認できることから、B 事業部は、請求期間当時の従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A 事業所の清算業務を承継する H 事業所は、A 事業所から公租公課徴収票等の一切の資料が承継されておらず、事実関係を確認することができない旨回答している上、C 社 D 支社は関連資料を保管していない旨回答しており、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。